別表六の二(十六)の記載要領第１号中「又は」を「(震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は」に改め、同記載要領に次の１号を加える。

４　「当期税額控除可能額　①」の「60」から「65」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六の二（三）付表一の記載要領第４号、別表六の二（四）の記載要領第７号、別表六の二(七)の記載要領第２号、別表六の二（八）の記載要領第２号、別表六の二（九）の記載要領第２号、別表六の二（十）の記載要領第２号、別表六の二（十一）の記載要領第２号、別表六の二（十二）の記載要領第３号及び別表六の二（十四）の記載要領第２号中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」としてこれらの号の規定を適用すること。

別表七(一)の記載要領第11号を次のように改める。

３　「当期控除額（別表四「43の①」－（別表七（二)「11」⑵の欄の記載に当たつては、次によること。
又は「22」)を限度）」

⑴　震災特例法第15条第６項の規定の適用を受ける場合には、別表四「43の①」の外書の金額を「別表四「43の①」」の金額に加算して計算すること。

⑵　震災特例法第18条の３第１項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、「別表四「43の①」」の金額は、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「43の①」の金額とすること。

別表七(一)の記載要領第五号を次のように改める。

５　「所得金額差引計（別表四「43の①」）⑵」及び「所得金額（別表四「43の①」）－⑵⑼　⑶」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　震災特例法第15条第６項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、別表四「43の①」の外書の金額を「別表四「43の①」」の金額に加算して計算すること。

⑵　震災特例法第18条の３第１項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、「別表四「43の①」」の金額は、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「43の①」の金額とすること。

別表七の二付表一の記載要領第11号②中「第５号」を「第６号」に改め、同第六号を同第七号とし、同第五号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

４　震災特例法第26条の３第１項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

⑴　「当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二「49の①」－当該発生連結事業年度前の⑹の合計額）のうち少ない金額）」及び「当期控除額（当該発生連結事業年度の⑷と（別表四の二「49の①」－当該発生連結事業年度前の⑹の合計額－当該発生連結事業年度の⑶）のうち少ない金額）⑸」の各欄（第２号において読み替えて適用する場合を含む。)の記載に当たつては、「別表四の二「49の①」」の金額は、各連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二「49の①」の金額とすること。

⑵　「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑻と（別表四の二付表「49の①」－当該発生連結事業年度前の⑰の合計額）のうち少ない金額）⑼」の欄（第６号において読み替えて適用する場合を含む。)の記載に当たつては、「別表四の二付表「49の①」」の金額は、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二付表「49の①」の金額とすること。